

小矢部市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
令和5年度	人 28,356	千円 14,850,402	千円 584,626	千円 2,292,187	% 15.4	% 15.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

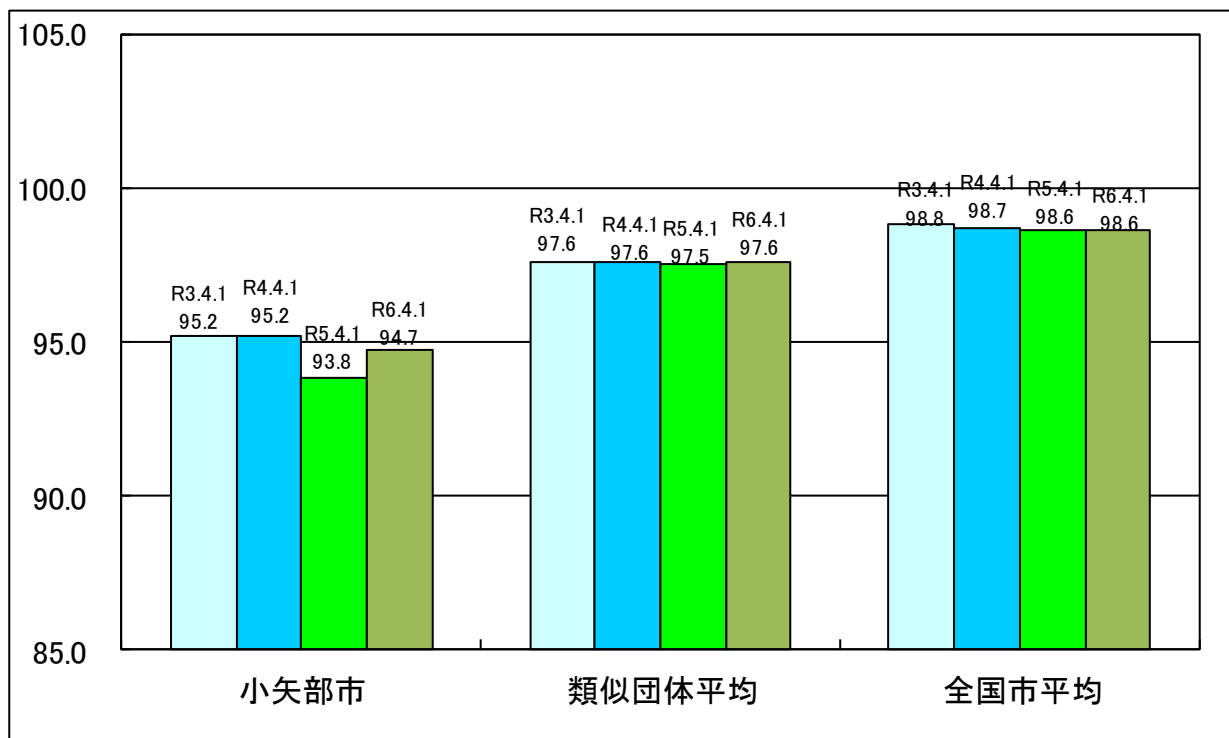
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 238	千円 795,668	千円 177,296	千円 316,507	千円 1,289,471	千円 5,418	千円 5,810

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし。

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため、記載なし。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容に準じて引下げ。

激変緩和のため、3年間（平成元年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

支給なし。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

なし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

② 区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小矢部市	42.0歳	301,946円	369,575円	327,251円
富山県	43.2歳	323,508円	397,135円	352,721円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	42.3歳	317,292円	376,472円	344,715円

③ 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
小矢部市	62.2歳	3人	231,033円	234,333円	231,033円
うち用務員	63.4歳	2人	194,600円	199,600円	194,600円
富山県	55.3歳	10人	265,320円	292,241円	273,289円
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円
類似団体	51.9歳	12人	294,304円	323,768円	305,233円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区分		小矢部市	富山県	国
一般行政職	大学卒	196,200円	202,400円	196,200円
	高校卒	166,600円	170,900円	166,600円
技能労務職	高校卒	— 円	164,000円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和6年4月1日現在)

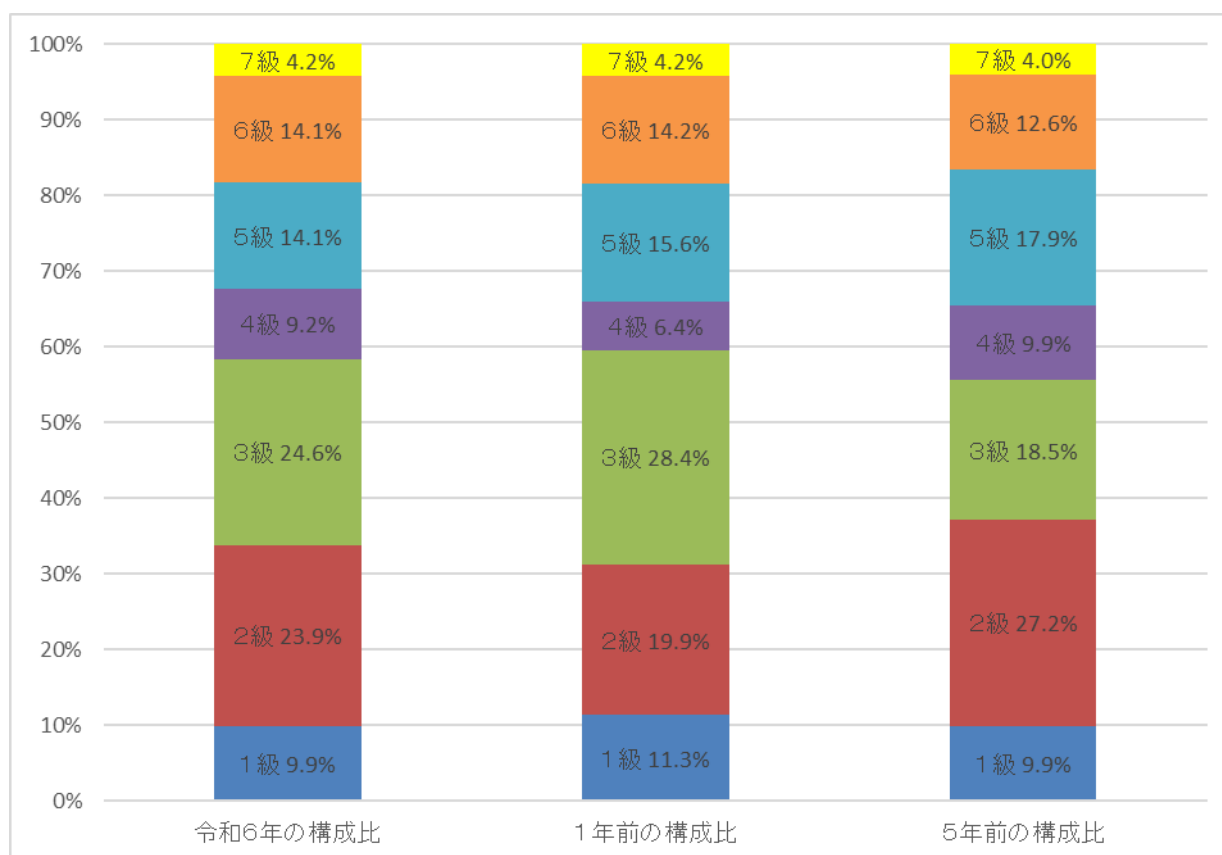
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	274,100円	365,900円	392,800円	406,900円
	高校卒	253,300円	— 円	368,900円	363,100円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	194,600円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	14人	9.9%	162,100円	249,400円
2級	主事・技師	34人	23.9%	208,000円	305,200円
3級	主任	35人	24.6%	240,900円	351,000円
4級	主査	13人	9.2%	271,600円	382,000円
5級	課長補佐	20人	14.1%	295,400円	394,000円
6級	次長・課長・班長	20人	14.1%	323,100円	411,300円
7級	部長・理事	6人	4.2%	365,500円	446,200円

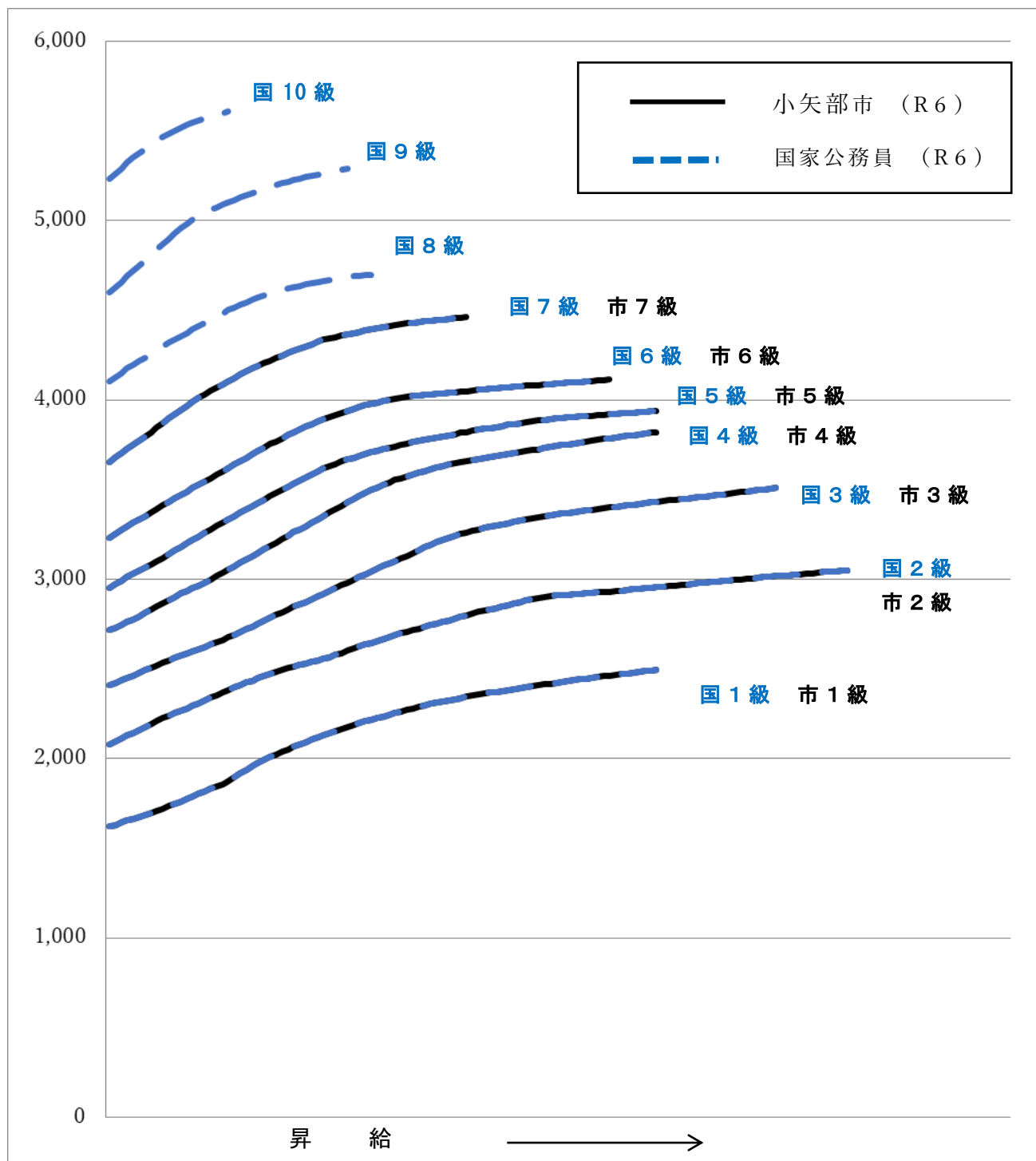
- (注) 1 小矢部市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））

令和6年4月1日時点



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小 矢 部 市	富 山 県	国
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,403千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,612千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

小 矢 部 市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)
1人当たり平均支給額 定年・勸奨 該当無し 自己都合その他 6,164千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。対象者が1人である場合は、個人情報観点からハイフン（-）表示としている。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給なし。

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	5,915千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	67,220円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	31.5%		
手当の種類（手当数）	7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等徴収手当	税務課職員等	市税等の徴収・滞納処分業務	日額 200円
感染症等防疫作業手当	生活環境課職員	伝染病の防疫作業等	日額 1,100円
行旅死病人業務手当	社会福祉事務所職員	①行旅死亡人取扱い業務 ②行旅病人の救護業務	① 1件 2,000円 ② 1件 1,000円
社会福祉業務手当	社会福祉事務所職員	生活保護者の面接、調査等	日額 200円
牧野作業手当	稲葉山牧野職員	牧野作業従事	月額 4,000円
用地交渉手当	都市建設課職員等	用地取得等交渉業務	日額 200円
保育職員処遇改善手当	保育職員	保育所及び認定こども園勤務	月額 7,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	89,544千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	574千円
支給実績（令和4年度決算）	73,278千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	327千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給 年額 (令和5年度決算)
扶養手当	(1)扶養親族1人につき6,500円、ただし子は10,000円 (2)満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	同じ		19,419千円	239,744円
住居手当	借家等 ①家賃27,000円以下の場合 家賃－16,000円 ②家賃27,000円を超える場合 11,000円＋(家賃－27,000円)/2 (最高限度額28,000円)	同じ		9,537千円	250,968円
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ2,000円～31,600円	異なる	(2)距離 段階区分 が異なる	12,631千円	65,784円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて22,000円～66,400円を支給	異なる	職区分と 金額が異なる	28,424千円	516,807円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員等が臨時又は緊急時（週休日等）に勤務した場合に支給 6時間以下 4,000～8,000円 6時間超 6,000～12,000円	異なる	金額が異なる	1,390千円	28,958円
休日勤務手当	休日に勤務したときに支給	同じ		3,553千円	27,980円
宿日直手当	①本来の勤務に従事しないで行う外部との連絡、文書の收受、庁内の監視 4,400円/回 (勤務時間5時間以内は2,200円/回) ②稲葉山牧野の牛の飼育のための勤務 5,300円/回 (勤務時間5時間以内は2,650円/回)	同じ		1,374千円	54,944円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	830,000円	(参考)類似団体における最高/最低額 980,000円 / 382,500円
	副 市 長	710,000円	794,000円 / 560,000円
報 酬	議 長	445,000円	557,000円 / 327,000円
	副 議 長	390,000円	493,000円 / 279,000円
	議 員	360,000円	450,000円 / 259,000円
期 末 手 当	市 長	(令和5年度支給割合) 3.40月分	
	副 市 長	(令和5年度支給割合) 3.40月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×500/100×在職月数÷12 16,600千円 任期毎	
	副 市 長	給料月額×280/100×在職月数÷12 7,952千円 任期毎	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

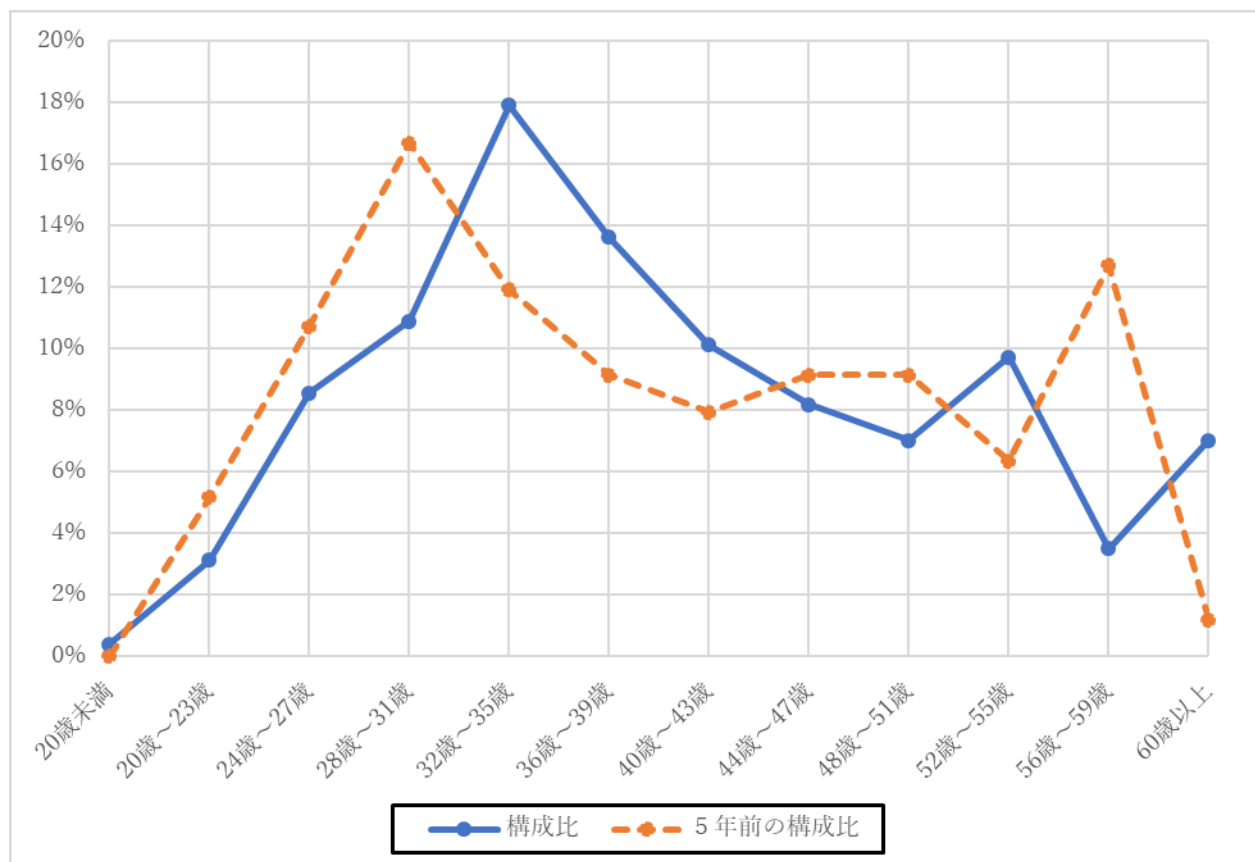
(各年4月1日現在)

			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4	4		人員配置の見直しによるもの
		総 務	60	61	△1	
		税 務	13	13		
		労 働	1	1		
		農林水産	21	21		
		商 工	6	5	1	
		土木	12	14	△2	
民生	76	75	1			
衛生	21	21		人員配置の見直しによるもの		
	小 計	214	215	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 75.47人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 69.85人)	
	教育部門	23	23			
	消防部門	0	0			
	小 計	237	238	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 83.58人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 89.76人)	
公営企業部門	水 道	7	7		人員配置の見直しによるもの	
	下 水 道	6	6			
	そ の 他	7	9	△2		
	小 計	20	22	△2		
合 計			257 [267]	260 [267]	△3	<参考>人口1万人当たり職員数 90.63人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	8人	22人	28人	46人	35人	26人	21人	18人	25人	9人	18人	257人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		217	213	218	215	214	△3 (△1.4%)
教育		25	23	23	23	23	△2 (△8.0%)
消防		0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計計		242	236	241	238	237	△5 (△2.0%)
公営企業等会計計		23	23	22	22	20	△3 (△13.0%)
総合計		265	259	263	260	257	△8 (△3.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和 5年度	508,696	74,752	37,764	7.4	7.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は8,850千円。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和 5年度	7	23,952	4,600	9,402	37,954	5,422	6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 なし。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小矢部市	36.3 歳	296,000 円	403,511 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小矢部市（水道事業）	小矢部市（一般行政職）
1人あたり平均支給額 (令和5年度) 1,343千円	1人あたり平均支給額 (令和5年度) 1,403千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

小矢部市（水道事業）			小矢部市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
定年・勸奨	該当無し		定年・勸奨	該当無し	
自己都合その他	該当無し		自己都合その他	6,164千円	

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。対象者が1人である場合は、個人情報の観点からハイフン（-）表示としている。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給なし。

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		2千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		1,600円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		14.3%		
手当の種類（手当数）		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
塩素取扱手当	水道職員	塩素取扱い業務に従事	0千円	日額 250円
業務手当	水道職員	滞納使用料等の徴収	2千円	日額 200円
用地交渉手当	水道職員	用地取得等交渉業務	0千円	日額 200円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	2,091千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	418千円
支給実績（令和4年度決算）	3,041千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	608千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給 年額 (令和5年度決算)
扶養 手当	(1)扶養親族1人につき6,500円、ただし子は 10,000円 (2)満16歳年度初めから満22歳年度末まで の間にある子1人につき、5,000円を加算	同じ		912 千円	304,000 円
住居 手当	借家等 ①家賃27,000円以下の場合 家賃－16,000円 ②家賃27,000円を超える場合 11,000円＋(家賃－27,000円)/2 (最高限度額28,000円)	同じ		264 千円	264,000 円
通勤 手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ2,000円～31,600円	異なる	(2)距離 段階区分 が異なる	369 千円	52,714 円
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の 区分に応じて22,000円～66,400円を支給	異なる	職区分と 金額が異 なる	1,076 千円	538,200 円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当支給対象職員等が臨時又は緊急 の必要等により週休日等に勤務した場合に 支給 6時間以下 4,000～ 8,000円 6時間超 6,000～12,000円	異なる	金額が異 なる	0 千円	0 円
休日勤務 手当	休日に勤務した場合に支給	同じ		63 千円	12,626 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
令和 5年度	千円 1,274,185	千円 △15,854	千円 19,287	% 1.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は15,453千円。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
令和 5年度	人 6	千円 19,195	千円 2,905	千円 7,521	千円 29,621	千円 4,937	千円 6,023

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項
なし。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小矢部市	36.0歳	233,395円	419,104円
団体平均	44.5歳	334,536円	501,579円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小矢部市（水道事業）	小矢部市（一般行政職）
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,253千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,403千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

小矢部市（下水道事業）			小矢部市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
定年・勸奨	該当無し		定年・勸奨	該当無し	
自己都合その他	該当無し		自己都合その他	6,164千円	

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。対象者が1人である場合は、個人情報の観点からハイフン（-）表示としている。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給なし。

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		0.00%		
手当の種類（手当数）		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
塩素取扱手当	下水道職員	塩素取扱い業務に従事	0千円	日額 250円
業務手当	下水道職員	滞納使用料等の徴収	0千円	日額 200円
用地交渉手当	下水道職員	用地取得等交渉業務	0千円	日額 200円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	2,175千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	363千円
支給実績（令和4年度決算）	2,177千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	435千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給 年額 (令和5年度決算)
扶養手当	(1)扶養親族1人につき6,500円、ただし子は10,000円 (2)満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	同じ		410 千円	205,000 円
住居手当	借家等 ①家賃27,000円以下の場合 家賃－16,000円 ②家賃27,000円を超える場合 11,000円＋(家賃－27,000円)/2 (最高限度額28,000円)	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ2,000円～31,600円	異なる	(2)距離 段階区分 が異なる	238 千円	47,520 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて22,000円～66,400円を支給	異なる	職区分と 金額が異 なる	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員等が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 4,000～8,000円 6時間超 6,000～12,000円	異なる	金額が異 なる	0 千円	0 円
休日勤務手当	休日に勤務した場合に支給	同じ		81 千円	20,364 円